

2014年3月28日

国土交通大臣 太田 昭宏 様
国土交通省水管理・国土保全局長 森北 佳昭 様

設楽ダム建設中止を求める会
代表 市野 和夫

設楽ダムと豊川水系フルプランに関する要請書

国土政策の執行、ご苦労様です。

さて、国土交通省中部地方整備局は、設楽ダム建設事業の再検証手続きをほぼ終了して、現計画の継続が妥当という結論を、間もなく答申しようとしています。

一方、大臣所管の国土審議会水資源分科会豊川部会においては、2006年2月に見直しをされた豊川水系フルプランの中間点検が、2012年3月19日に第一回会合を開いて以降、その後に予定されていた会合が開催されずに、2年間にわたり休止状態となっています。

豊川水系フルプランについては、設楽ダム住民訴訟の名古屋地裁判決においてさえ、「...、過去の実績に照らして考えると、平成27年度における実際の水道用水の需要量は、愛知県需給想定調査の需要想定値に達しない可能性が相当高いものと思われる。」（判決文67ページ）と指摘されたように、多々問題を抱えています。東三河地域の水供給の要となっている豊川用水については、2002年3月に豊川総合用水事業（農水省・愛知県の共同事業）が完成し、本格運用が始まった2003年度以降は、設楽ダム建設事業計画で掲げられているような水需給がひっ迫している事実はないことが証明されています。フルプランの中間点検をきちんと実施し、現状を科学的に分析すれば、設楽ダムの建設目的のうち、利水面の必要性がないことが明らかとなるはずであります。

中部地方整備局が行った設楽ダム再検証手続きの中で、愛知県に対して水道水の必要性について問い合わせが行われましたが、愛知県の「フルプランのとおり」というだけの回答で済まされており、水需給についての実質的な検討は全くなされていません。農業用水に至っては、受益者である農家に水が要るかどうかの問い合わせもされておられません。

大臣ならびに局長におかれましては、以上の状況について、ご賢察いただき、設楽ダムの建設継続の方針を決める前に、豊川水系フルプランの中間点検を実施していただき、事業の必要性についてあらためて検討されることを強く要請いたします。